

# 平成24年第4回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

平成24年12月14日(金)午前10時

於：安堵町議会 議場

## 1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

## 2 出席議員 9名

## 3 欠席議員 1名

7 番 松 本 正 弘

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会 計 管 理 者	喜 多 君 美 代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上 下 水 道 課 長	(事業部門理事兼務)

## 5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得 成 瀬 博 書 記 吉 川 明 宏

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 文教厚生常任委員会委員長報告

日程第 2 議案第 10 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

日程第 3 発議第 1 号：「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

日程第 4 一般質問

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

日程第 6 諸般の報告

-----

-----  
再 開 午前10時  
-----

議長（森田 瞳） ただ今の出席議員9名です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

-----  
議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしているとおりでございます。  
進めてまいります。

-----  
議長（森田 瞳） 日程第1：「文教厚生常任委員会委員長報告について」議題といたします。  
委員長の審査結果報告を求めます。

文教厚生常任委員長（田中幹男） はい、議長。

（田中委員長 登壇）

文教厚生常任委員長（田中幹男） それでは文教厚生常任委員会の審査結果について報告いたします。

本定例会初日に、本会議からの付託を受けました議案等の審査を行うため、12月11日全員出席のもと、委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず始めに、本会議からの付託議案であります「議案第4号：安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第5号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人事、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第6号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」それぞれ理事者側より説明を受けた後、委員により若干の質疑がありましたが、それぞれ答弁をされて

おります。この間安堵町にも、認知症対応型共同生活介護所グループホームとして安堵園が開園をいたしました。現在の所、9人の定員中入所者は4人のみとなっております。

これには残念ながら、30万円の入所費月々17万5千円に上る経費が掛かり、町民としてなかなか入りにくい施設になっているということがあろうかと思えます。

こういう質問もこの委員会でも出されております。何とかもう少し安くできないのかということでもあります。

本件について個々にお諮りしましたところ、3議案とも満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを御報告いたします。以上であります。

議長（森田 瞳） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対し、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） 付議順序により採決を行います。

これより議案第4号：「安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例の制定について」採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） これより議案第5号：「安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」採決します。

この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。  
よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----

議長(森田 瞳) これより議案第6号：「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」採決します。

この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。  
よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----

議長(森田 瞳) 日程第2 議案第10号：「平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第8号)について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) 堀川総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第10号、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、中学校給食を一日でも早く実施できるように、平成25年度当初予算と考えておりました給食施設の基本設計及び実施設計等の委託費を前倒しで本会議会の議決をお願いいたしたく補正予算として提出するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ782万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出32億826万9千円といたします。

それでは詳細につきまして補正予算書により、説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

款9. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費で782万1千円を増額。

これは地質調査を含めた基本設計及び実施設計等の委託料による増額補正でございます。この財源といたしまして、6ページをお願いいたします。

下段からでございますが説明させていただきます。

款19. 町債、項1. 町債、目3. 教育債におきまして580万円。残り202万1千円をその上段の、款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金で調整させていただきます。

合計で歳入歳出それぞれ782万1千円を増額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第10号：平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり提出する。

平成24年12月14日提出

安堵町長 西本 安博

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第10号：平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ782万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億826万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月14日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 3億 5,467万円、補正額 202万 1千円、計 3億 5,669万 1千円。

款 19. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1億 8,300万円、補正額 580万円、計 1億 8,880万円。

歳入合計

補正前の額 32億 44万 8千円、補正額 782万 1千円、計 32億 826万 9千円。

3ページをお願いいたします。

歳出の部

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 7,336万 1千円、補正額 782万 1千円、計 8,118万 2千円。

歳出合計

補正前の額 32億 44万 8千円、補正額 782万 1千円、計 32億 826万 9千円。

4ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 田中委員長ございませんか。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

自席でいいですよ。

9番（田中幹男） 補正予算が 782万 1千円ってことで、基本設計及び実施計画の設計を前倒しして、今 12月議会に計上していただきまして誠にありがとうございます。

中学校給食については、住民の皆さんも大きな関心をお持ちで一刻も早い実施が望まれておるとお思います。そういう意味におきまして非常にありがたく思っております。

そこで、今後の予定についてもう少し詳しく町長の方から説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願い致します。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

町長（西本安博） それでは、田中議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど課長より補正予算については説明させていただきました。

今後の予定ということでございます。来年度、平成 25 年度当初予算に本体の建設費を計上させていただきたいと考えております。そして、これは一連の仕事の流れでございます。国庫補助金あるいは建築確認申請など諸手続、これも当然必要でございます。これを行い、また、これが確定後には入札、そして工事請負契約等入札を行い、そして工事請負契約につきましては、これは議会の承認を得ることになります。この議会にまたでき次第上程をさせていただきまして、御承認の後には建築に本格的に掛かってまいりたい、そういう基本的な考えを持っております。一番皆様方関心を持っておられる「じゃあいつからか」ということでございます。給食サービスの開始につきましては、まあこういうスケジュールでこれからできるだけ早くやってまいります、今、何年何月ということまでは申し上げられません。ただ、26 年度の上期の準備が整い次第、できるだけ早くサービスが開始できればという思いで私どもも頑張っておりますので協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） これできますと 6 月には補助金の内示も出されるというふうに私は考えます。

もちろん今、補正で設計予算を組んでいただきましたので、やり方次第では来年度いっぱい可能性は出てくるのではなかろうかと。当初の予定では 27 年度が実施ということになっておりましたけども、まあ 26 年度にはできる可能性が大になってきたんじゃないかというふうに思います。まあ、そういう意味でこの間、行政側も積極的に取り組んでいただきましてありがとうございます。やっぱり今の中学生のせいぜい 1 年生ぐらいの子が恩恵にあずかれるようなことになれば一番良いのかなというふうに私は思っております。

1 日でも早い給食実施に向けて更なる努力をお願いいたしまして、私の質疑といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 他に質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。



議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第10号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3 発議第1号：『「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書』を  
議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 8番、山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8番（山岡 敏） 8番、山岡でございます。

発議第1号：緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

平成24年12月14日提出

提出者 安堵町議会議員 山岡 敏

賛成者 安堵町議会議員 植田英和、中本幸一

原文を読ませていただきます。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりまし

た。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しています。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大します。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題があります。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていません。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明3党が「緊急事態基本法」の制定で合意しましたが、今日まで置き去りにされています。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しています。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月14日

奈良県安堵町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、警察庁長官

以上でございます。

よろしく審議のほど、御賛同のほど、よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 何か一人で発言してばかりいるようで申し訳ないんですが。

私はこの緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について反対をしたいと思います。

まず、今回陳情で制定が求められている緊急事態基本法が、2004 年、民主党や自民党、公明党の 3 党により制定の合意がされてきたものでありますけれども、何でこの間、制定がされなかったのかということが問題なのであります。これは、この間の 3.11 の東日本大震災を口実にしてこの法律の制定を狙っているものであります。

第一の問題は、大規模自然災害と安全保障や外交上の有事の際を一緒くたにし、緊急事態として法の制定を求めていることであります。これは法律論として成り立つことではありません。一見これだけ見ると正しいようなこと書いてあるんですよ、ここに大きな問題が実は潜んでるんです。大規模自然災害は現行法でも災害対策基本法、安全保障上の有事に対しては国民保護法が制定をされておまして、現行法で十分に対処ができるものであります。この 8 年前、3 党の合意が未だに制定をされてないということは何なのか。有事の際に基本的人権を縛るという内容であります。これが未だに法が制定されてない大きな理由であります。

第二の問題は、緊急事態を理由に思想・信条の自由や表現の自由、また国民の知る権利など人権を侵害することは国家統制の強化に繋がることだと私は考えます。日本国憲法は戦前、基本的人権を抑圧してきた政治体制が無謀な戦争を引き起こしたという深い反省の上に立って作られたものであります。そこには、政治の責任であのような惨禍を再び起こさせてはならないという決意が込められていると思います。ですから、必要最小限を口実にして基本的人権を制限しようとすることを認めるわけには私はいきません。ひとたび、基本的人権が制約を許してしまったなら、一体どうなるんでしょうか。この 3.11 の福島第一原発事故でも放置された放射能がどのように拡散したのか、事故直後は全く報道がされませんでした。その結果、飯館村では放射濃度が高い方向に避難してしまうということも起きております。これは、政府が SPEEDI（スピーディー）と言われる放射能拡散予測を、政府が隠していたからであります。このような国民の知る権利を制限し、情報を隠すやり方が堂々とまかり通り、緊急事態基本法が示す基本的人権の制限が公然と行われれば、それは震災救援、復興にとっても大きな妨げになることは明らかだと私は思います。今やるべきは基本法の制定ではなく、大震災や原発事故等多くの苦難の中から学んだ教訓を活かし、震災の復旧、復興に全力を挙げることではないでしょうか。改善を求める方向が間違っていると指摘すると共に、3.11 の大震災を口実に、緊急事態基本法の制定という動きについては、断じて容認できるものではないということを強く申し上げ、私の反対意見とさせていただきます。議員各位の皆さんの御賛同、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 他にございませんか。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、松田議員。

6 番（松田和代） 6 番、松田和代でございます。

賛成意見を述べさせていただきます。

近年における危機管理のあり方を巡る情勢は、国内外で自然災害や人災、また、原子力発電所の臨界事故などの危機に加え、核攻撃を始めとして精密化学兵器などの諸般の機器への総合的な安全体制の構築が指摘されています。今回の意見書では、大規模自然災害等により、国民の生命、財産に重大な被害が生じる恐れのあることから、緊急事態基本法を即急に制定するよう要望されています。世界の多くの国々では、大規模自然災害時などの緊急事態においては、非常事態宣言を発令し、政府主導の下で迅速に対処されています。

平成 16 年 5 月に、緊急事態への対処及び未然の防止に関する基本法案まで討議され、当時の自民党、民主党、公明党の 3 党が緊急事態基本法の制定で同意しましたが、その後も制定されず今日に至っています。この時に法律の整備がされていたら、今回の東日本大震災に対しても、もっと速やかな対応がされ、被害の拡大を未然に防ぐこともできたと思われれます。同法は国の平和及び安全の確保並びに私たち国民の生命、身体及び財産の保護に役立つものであり、政府や国会において早期に制定されるよう、この意見書の提出に賛成いたします。以上でございます。

議長（森田 瞳） ほかにございませんか。

議長（森田 瞳） これで討論を終わります。

議長（森田 瞳） これより発議第 1 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4： 「一般質問」を行います。  
一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員、6番 松田 和代 議員、2番 浅野 勉 議員、  
8番 山岡 敏 議員、5番 島田 正芳 議員、9番 田中 幹男 議員です。

順序につきましては、受付順に行います。  
なお、質問時間は回答時間を含め 40分といたします。

議長（森田 瞳） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番、福井です。

まず1番といたしまして、「安堵小学校運動会強行開催について」。

9月30日開催され、途中警報が出て中止となり、後日残りを実施。当日はかなり大きい台風で、朝から和歌山で警報が出ていました。また、確か予備日を10月1日と10月3日の2日間設けていたと思います。10月1日は予報では晴れなのに雨バージョンのプログラムで実施。父兄に来てもらうためには日曜日の方が良いのはわかりますが、この決定は校長だけの判断かお伺いします。また、校長だけの判断であれば、今後は、こういうケースの場合は教育長も介入してはどうですか。

2番、「中学校武道必修化実施状況について」。

3月議会で浅野議員が一般質問しましたが、4月から11月までの8か月間の状況、怪我等はどうですか。10月17日の毎日新聞によりますと、柔道の授業や部活動中に衝撃を受け、脳脊髄減少症になった生徒が中高生で3人、その内1人は授業中になったということです。1月に当初むち打ちと診断され、今年6月にようやく脳脊髄減少症と判明、現時点では患者を正しく診察できる医者が全国に4、5人しかいない現状で、県の医療体制、県との連携についてお伺いします。

3番、「安堵町地域公共交通タクシー助成事業について」。

10月23日にスタートしてから1か月半ほどになりますが、申請者は何人、また、利用者は何人ですかお伺いします。

以上の3件であります。

議長（森田 瞳） 「安堵小学校運動会強行開催について」 答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。

教育長の楮山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、福井議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、安堵小学校運動会強行開催についての御質問でございますが、本年度に限らず、運動会などの学校行事の実施の決定については、校長の判断に委ねているところでございます。特に、天候に左右されやすい運動会のような屋外行事の開始決定については、天候不順の場合、児童の様子や教職員の意見も参考に、校長は苦渋の決断を迫られるところでもあります。運動会のプログラムには、一般的な競技種目から、残暑厳しい中時間をかけて練習をした集団演技等の種目など、多様な種目が含まれています。当日の開催決定にあたり、使用した雨用のプログラムは、天候不順の場合を想定して事前に用意をされていたものです。特に、時間をかけて練習した集団演技を前半に集中させ、たとえ途中で中止になった場合でも、休日だからこそたくさん来場いただけた保護者にその演技を観覧していただけるよう配慮した構成となっております。

当日 9 月 30 日は台風接近が予想され、実施の是非を決定するプロセスの中で、一括して予備日に実施するという選択肢もありましたが、開始時は降雨のないことから、休日は観覧者が多いということもあり、できる限りまで実施をするという判断をいたしました。できるだけ多くの保護者にその成果を見てもらいたいという思いで、練習を共にしてきた子どもや指導者の思いから考えると、その判断は妥当なことであったと捉えています。結果として、各学年の集団演技が終了した時点で気象警報が発令されたことから、下校時の安全面を考え、残りの競技を 10 月 3 日に実施することとなりましたが、年間行事計画や町行事などとの関連性から、学校運営上仕方ないことだと考えます。ただ、開始にあたり、プログラムの組み替えなど進行について、学校からの丁寧な説明がもう少しあれば保護者の理解も更に得られたものと思われまふ。その点については今後の課題と考えております。今後も学校主体の学校行事は、校長の判断に委ねたいと思ひますので、その運営等について御理解と御協力を賜りたいと存じます。

続いて、中学校武道必修化の実施状況でございますが、本年度は、1 年生と 2 年生が 10 時間ずつ武道の時間に柔道を履修しております。3 月議会でもお答えしましたとおり、柔道の歴史の学習の時間に始まり、柔道着の扱い方、礼儀作法、安全確認、そして、基本動作や技の練習という学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うことなど、安全確保

に留意した学習計画で実施をしております。最終的に行う試合も生徒が座った状態から始めるなど制限を加え安全に配慮をしております。本年度も、体育担当の教職員が県の主催する指導者研修会に参加し、継続的に指導技術の向上に努めております。その結果、4月以降の柔道指導中における怪我は発生しておりません。柔道に限らず、万一事故が起こった場合、教職員がその状況に応じた的確な判断の下、AEDの扱い方も含めた応急手当や救急車を要請する場合の体制も整えております。

次に、お尋ねの脳脊髄液減少症に関する県医療機関との連携についてお答えを申し上げます。同症状につきましては、特に柔道だけに特化した医療機関との連携はございませんが、ただ、奈良県では平成24年2月に、県内の全病院の協力を得て、脳脊髄液減少症の診療状況について調査をいたしました。その結果、脳脊髄液の漏れをふさぐブラッドパッチ療法の実施の有無について、現在、脳脊髄液減少症の診療ができ、公開の承諾を得られた医療機関については、県の保健予防課のホームページで紹介されております。それによりますと、同症状の診療可能な医療機関が県内では6病院あると把握をしております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 1番目の運動会の件ですが、普通の雨と違いまして台風ですね。それも今回はかなり、台風17号ということでかなりの大きい台風でした。それに、今は予報がかなり当たります。そういう普通の雨と違うということ。また、予備日があれば予備日がまず予報的には良かったような状況でした。

やはり、その父兄ということもありますが、何か雨バージョンのプログラムでせせこましくやっていたなという気がします。で、やはり普通の雨と違うというこの時は、やはり校長だけの判断でなく、教育長なり町長まで判断を出してもいいんじゃないかという。まして今、防災的に色々と全国的にも取り上げられてる時期ですから、私はちょっとそう思いますけどね。

議長（森田 瞳） 教育長答弁願います。

教育長（楮山素伸） 御意見として承っておきたいと思います。

ただ、学校の中には学校行事や、また、学校以外の中に、儀式的行事とか体育的行事、遠足的な行事様々ございます。その判断については学校長がすべきものと考えております。しかし、今御意見をいただいたこといろんなケースがございますので、事前に学校行事を実施する場合、教育委員会としても相談を聞くというそういう姿勢だけは持って行きたいと考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） まあ、当日はちょっと朝は晴れてました。朝、急に中止という連絡も大変だと思います。そういう意味でも、後、山岡議員の質問があると思いますが、防災無線があればそれによって利用とういことで、中止というようなことも連絡が密にいくのではないかなと思います。今後やはり、世間で防災に対して意識がある中で、やはりもうちょっと考えてほしいなという気はします。校長だけの判断でなく。

続きまして、中学武道必修化ですが、今のところ怪我がないということです。今後も、県と、また、医療体制と連携を密に取ってお願いしたいと思います。で、同じ毎日新聞に中学生の女の子が書いているのをちょっと、この子は技よりも柔道の精神をもっと教えていただきたいというような意見も載っております。で、一度よろしければ授業を見学させていただければと思うんですが、また、一度検討しておいてください。

以上です。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 御意見承りました。検討させていただきます。

また、御相談に伺わせていただきます。

議長（森田 瞳） 次に安堵町地域公共交通タクシー助成事業について答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） ただ今の福井議員の、地域公共交通タクシー助成事業についての申請者数あるいは利用者数についてお答えいたします。

去る10月23日、道路の幅員が狭くコミュニティバスが運行できない役場から北側の地域について、タクシーの利用助成事業を開始したところでございます。指定地域に住まわ



れている住民の方々の申請によりまして、世帯単位で利用助成券を交付いたしているところでございます。

ただ今の御質問の申請者数は、現在、28世帯でございます。また、利用者数でございますが、10月中の利用につきましては、23日からの9日間で9件、11月中の利用では12件でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今、まだ期間が短いですが、現状を聞かせていただいて、今後、まだ周知の方法というか行き渡っていない部分もあるかと思えます。またそういう方法も考えていただき、また、助成の額の検討もなってくると思うんですが、我々議会にも色々と報告をいただいて、良いものにしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（森田 瞳） 以上で福井議員の一般質問を終わります。

-----  
議長（森田 瞳） 続いて6番、松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

（松田議員 登壇）

6番（松田和代） 6番、松田和代です。

「商工会の福祉事業について」お伺いいたします。

1点目として、商工会法第11条には、社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこととありますが、町は商工会の活動に対し、公益性があるとして毎年補助金を支出されておりますが、現在、どのような事業をしておられるか、また、どのような計画をおもちなのかお伺いいたします。

2点目として、広陵町商工会では、ホームヘルパー養成講座など就職活動に繋がる事業をされていますが、安堵町商工会としても行っていただきたいと思えますが、どのように

お考えでしょうか。また、行うとすれば、町よりの補助金や企画参加についてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 商工会の福祉事業についての答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

松田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、安堵町商工会の目的は、地域商工業の進行のため、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することとあります。商工会法第11条には、目的を達成するための15の項目の事業が記されております。現在、安堵町商工会では、町内事業者の経営改善普及事業を中心においた活動事業を行っております。

御質問の事業につきましては、現在、商工会では、チャリティーを目的としたカラオケ大会が行われております。収益金の一部を安堵町福祉協議会や日赤奉仕団へ寄付を行うなどの事業をされております。また、産業フェスティバル、ふれあい盆踊り大会など、広く住民の方と関わるイベント事業にも中心的な役割を担っていただいております。

2つ目の御質問の、広陵町商工会では福祉講座として、ホームヘルパー養成講座を有料にて実施されておられます。商工会としましては、町の商工業の発展のために事業者の経営改善や地域振興に力を入れていただきたいと考えております。しかしながら、そのようなニーズを多く必要であるということであれば、可能かどうかを踏まえて、検討課題として助言させていただきたいと考えております。

以上です。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6番（松田和代） 今後商工会において、何らかの就職活動に繋がる事業の展開をしていただけるよう要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、6番、松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて2番、浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番の浅野でございます。

本日の質問事項、「安堵町立安堵小学校の外国語活動の推進について」。

質問の要旨といたしまして、平成23年度より、新学習指導要領の実施により、全国の公立小学校の5学年及び6学年に、外国語活動の授業時間が設定されることになりました。安堵小学校における外国語活動の推進について、以下5項目につきまして御説明をお願いいたします。

1点目、校務分掌における外国語活動推進委員会等の設置の有無と組織の内容についてお願いいたします。2点目、現在の5学年及び6学年における外国語活動の推進目標について。3点目、外国語活動の具体的な授業の展開について。4点目、町費用のALT（Assistant Language Teacher）これは外国語実習助手というふうに言われておりますけれども、その活動についてお願いいたします。5番目、安堵中学校との連携について。

以上5点、よろしくお願いいたします。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 浅野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

安堵小学校の外国語活動の推進について、5点についての御質問でございます。

まず1点目、校務分掌における外国語活動推進委員会等の設置の有無についての組織の内容についてでございますが、校務分掌における外国語活動推進委員会等の設置はしてお

りません。現在、小学校の外国語活動については、外国の教育担当の教諭が中心となって、学年担任やALTとの連携をしながら、学習活動の計画を立てております。

2点目でございますが、5年生及び6年生における外国語活動の推進目標でございますが、まず1点目は、楽しい活動を盛り込みながら自然に英語に触れる機会を持たせる。

2番目に、英語活動をとおして異文化に触れさせるという目標を軸に、学年の発達段階に合わせた内容で実施をしております。指導内容につきましては、従来の英語ノートに代わり、外国語活動の一層の充実を図る目的で、平成24年度以降新たに作成された外国語活動教材“Hi, friends!”も参考にしております。

3点目に、具体的な外国語活動の内容についてお答えをさせていただきます。授業は主に外国語活動の教室で行われます。導入から展開まで10分から15分程度のメニューの組み合わせで構成をされております。その時間で学習するキーセンテンスを軸に、音楽に合わせて英語独特のリズムや、抑揚を体得させるチャンツと呼ばれる活動やカードやワークシートを使ったゲームなど、五感を通して英語と親しむ内容となっております。外国語教室はこうした活動を考慮し、電子黒板やCDデッキなどの備品、カードや掲示物など教材を常備し、イスだけを並べた動きやすい空間になるように環境整備をされております。

続きまして、町負担ALTの活用についてお答えをさせていただきます。ALTは、原則、月曜日から木曜日は、午前中は中学校で、午後は小学校で授業に入っております。金曜日はその逆となります。小学校1,2年生は年間6時間、3,4年生は年間9時間、そして5,6年生は週当たり1時間に相当する年間35時間の外国語活動の時間があり、中学校の英語の時間ももちろん、小学校においても全ての外国語活動の時間にALTが入って授業を行っております。授業以外の学校行事に関わって、自然な形で子ども達が外国人と関われるように配慮をしております。また、中学校では弁論大会の指導にALTが協力しております。

最後に、安堵中学校との連携についてお答えをします。小学校の外国語活動は、移行期間を経て、昨年度の完全実施からまだ2年目にあたり、今は実施をしながら児童の実態に合わせた校内の指導計画の改善に努めている段階です。今後は、小学校の外国語活動計画も含め、中学校英語科との連携も考えております。さて、県外の他町においては、中学生の現地研修を実施するなど、外国語活動の推進に積極的に取り組んでそれなりの成果を修めていると聞いております。我が町でも、財政事情も考慮にしながら、こうした先進地の取り組みも参考にしながら、特色ある外国語活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

2 番（浅野 勉） ただ今、各質問事項につきまして、具体的な御説明ありがとうございました。

現在のところ、外国語活動推進委員会の設置はないようですが、高学年の担当教諭が中心となり、ALT と連携を取り合いながら授業を進めておられることがわかりました。また、安堵小学校の外国語活動は、高学年だけでなく、低学年、中学年にも ALT が授業をされておられます。給食も一緒にされてることと、今後も積極的な交流用の機会を継続をしていってもらうことをお願いしたいと思います。

目標につきましては、楽しく体験的な活動を取り入れながら、英語という言語や文化の出会いを大切にされ、教材の工夫にも取り組んでおられることがわかりました。以前は文部科学省も英語ノートというものを用意してまして、これが教科書だったんですけども、今は“Hi, friends !”という教材も使っておられるってこと、本当に積極的にその教材活用もされてるということがわかりました。ありがとうございます。

それと、安堵小学校におかれましては、外国語活動の教育の位置付け、これは有り難いです。児童達にも積極的な意識付けに繋がり、学習効果を上げるものと思われま

す。ALT の活動についてですが、ネイティブスピーカーとしての ALT の個性や特性を活かした授業の展開を期待しております。また、町内では、学校支援ボランティアで英語に堪能な方もおられると思いますので、またその御活用等していただければ有り難いなと思っております。先日、ベン先生が 1 年生の教室に入りまして英語の授業をされました。その後の 1 年生の感想なんですけども、カタカナ文字の多いこの日本の中で、「トマトがトメイトって言うねん、ポテトはポテイトウと言うねん」というふうな、子ども達は英語を喋れるという楽しさを感じてもらった授業をされておられることも、私の方に伝わっております。また、中学校になりますと、教科としての授業が始まりますので、小中連携が英語教育推進のために、更に大切になっていることだと思います。また、あの英語の暗唱を、大会等にもそのベン先生が常に指導していってらっしゃるということで、有り難いなと感じております。

最後になりますけれども、外国語活動としまして、児童生徒が国際都市でありますこの奈良県の 1 人としてそれを念頭におきながら、外国語活動の目標になりますように、コミュニケーション能力の育成を更に図る取り組みを推進していただきたく思います。よく外国語活動におきまして、1 つの態度と 3 つの言葉という言葉があります。それは何かと言いますと、1 つの態度はスマイル。外国人と接する時にはスマイルで接しよう。そういうふうに幼児教育はされております。3 つの言葉と言いますのは、「サンキュウ」・「プリーズ」・「エクスキューズミー」という言葉を繋げながら外国人と接する。そういう文化を、また子ども達の中に浸透していただき、外国語活動を今後とも進めていかれることを念願におきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 以上で浅野議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） ただ今 11 時 4 分です。

11 時 15 分まで暫時休憩いたします。

暫時休憩

11 時 04 分

11 時 15 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

続いて 5 番、島田議員の一般質問を許します。

議会事務局長心得（成瀬 博） 山岡議員です。

議長（森田 瞳） ごめんなさい、失礼しました。

8 番（山岡 敏） なんやもう俺はいいんかい。

議長（森田 瞳） 失礼しました。

続いて 8 番、山岡議員の一般質問を許します。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8 番（山岡 敏） 8 番、山岡でございます。

私の質問は、「自主防災組織について」ということでございます。今世紀前半に、南海・東南海地震が同時発生する可能性がある」と発表されています。貯水池及び岡崎川の問題も、現在検討中であると思われま。防災行政無線においても現在検討中で設置されていない現状で、残される道は避難しかありません。

自助公助による避難が要求されます。そのためにも自主防災組織は絶対に必要である。

9 月の一般質問で課長は、防災無線の設置は検討中であり、自主防災組織の普及、エリアメールの普及について答弁されました。

そこで、次のことについてお伺いします。

①エリアメールの現在の状況について。②自主防災組織の現在の状況について。  
以上でございます。

議長（森田 瞳） 自主防災組織について答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） ただ今の山岡議員の質問にお答えいたします。

1 問目、エリアメールの現在の状況についてでございます。緊急エリアメールの現在の状況につきましては、携帯電話会社 au とは、平成 24 年 11 月 30 日から、NTT ドコモ、ソフトバンクとは、12 月 1 日からこのサービスを開始したところであります。

自主防災組織の現状についてはまた後でお答えさせていただきます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 今、課長に回答していただきましたけど、これ後でまたもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

今回、自主防災組織ということで質問させていただいておりますが、これは、行政機関による災害対策ですね、これについては民間の協力と相まってないとできないと。これは私が消防にいた現職の時に、平成 7 年ですね、7 年の 1 月の 17 日、阪神淡路大震災が発生しております。この時に私も現地の派遣されました。その時に、自分の記憶の中ではとても口では表せない悲惨な光景を見ております。まして、市職員とか消防、警察、この行政側がですね全力で活動を行ってもらってるんですけども、まあ御存知のとおり、地震等でございますので、道路の損壊、建物の半壊、そして火災。とても現場には行けない状況の中での活動でございます。したがって、行政に頼るということはもうこれはちょっと無理だなということを感じました。まして、我らが行っててもどうにもできない。ポンプで消しに行ったらもうまた燃え上がるとる。その水が取れないんですからね、消火栓がもう道路損壊してますので、そういうような状況の中でやはり、自主防災組織っていうのはこれは是非必要であるということでございます。したがって、前回、いつでしたか、これまた後程聞かせてもらいます。で、私が現地に行った時には、約 90%が自分で逃げた

か、若しくは近隣の方に助けてもらってるという状況でございます。実際に行政側とかそういう消防、警察ですね、そういう人達が実際に救い出したというか救助されたのは10%ぐらいにしか過ぎないんです。それだけ身動きが取れない、職員数も少ないし消防も少ないし、ですから、その意味においてもやはり皆で協力しなきゃ逃げられないと。ということは、自助公助が大切であるということでございます。

したがって、今回質問させていただきたいのは、貯水池、それから岡崎川ですね。これについても質問させていただきましたけども、現在検討中ということでございます。そして、防災無線についても質問させていただきました。これについても今現在検討中と。そうすると、問われたものばかりでございますので、やはりもう自主的に避難するしかない、今の時点です、当然、今言った分についてもそら当然やってほしい。ですから、できるだけ防災無線等についても来年予算化されることを希望しております。それで課長に御質問させていただきます。

先ほど、エリアメールですね、これについてお答えいただきました。このエリアメールは住民が知っているのか、それでどういうものかということもわからないまま、当然これは無料であるから繋ぎやすいですけどもね。これを行政側がどういう形で住民にアピールというか広報するのか、また使い方等についてもどういう形で言われるのか、この点についてちょっとお伺いします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） ただ今の山岡議員の御質問にお答えいたします。住民へのエリアメールの周知につきましては、今回、12月広報誌におきましても、緊急エリアメールサービスを導入いたしますという部分で周知させていただいております。それと、どういうふうな形で周知するというにつきましては、広報あるいは住民、地域を通して周知していきたいと思っております。ただ、扱い方につきましては、特に対応の機種等限られております。例えば、ドコモ機種でも2007年以降の機種あるいはソフトバンクでは2011年冬モデル以降の機種、auでは一部の機種というふうに限られてる部分もございます。ただ、配信等について年々新機種に更新されていきますので、住民の方々には徐々に広まっていくと、それに加えて広報を通じて周知していくというふうな形でいきたいと考えているところでございます。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長、自主防災組織も答弁してください。

総務課長（近藤善敬） はい。

自主防災組織につきましては、先ほどの現況でございます。これにつきましては、町内、



各大字の住民の方々の参加によります、安堵町防犯防災推進協議会というのがございます。会員数は平成 24 年 4 月 1 日現在で 111 名おられるところでございます。

以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） ちょっと前後しますけども、今のエリアメールについてですね。これもやはり年によって使われないやつがあるということすら知らない人も多分おられると思います。全ていけるんだという感覚ね。これらについても徹底しとかなないと、携帯さえ持ってたらいけるんじゃないかというような感覚をもたれますので、その点も広報でもしながら指導していただきたいとかように思います。

それと、今私のメインとなりますこの自主防災組織ですね。これは平成 15 年の 12 月議会で、私は一般質問させていただいております。その時には自主防災組織は 0 です。現在、先ほどおっしゃいましたね 111 団体があると。これはまあ、奈良県全体でも 4 百四、五十。そしてボランティアがまあ 6 百なんぼというようなことをちらっと聞いております。全国平均を見ますとですね、大体 60%から 65%、奈良県では 20 から 25%と、非常に奈良県はその自主防災に関する認識が低いという。これは、それだけ裏返したら奈良は安全であると、大きな災害に遭ってないということで、そういうような自主防災組織についても少ないだろうと思います。しかしまあ御存知のとおり、この前の台風 12 号ですね、これによって奈良県も被害を被っております。今後もこの東南海地震ですね、これらがもし起こる、もう近々起こる、起こる言われて何もなってないですけどね、起こった場合には、今度はこういう安堵でも何処で発生するかわからない。どういような建物が崩壊するかわからないということもございますので、その自主防災組織というものは是非作っていただきたい。先ほどおっしゃっている僕の自主防災組織と、行政側というか課長の考えておられる自主防災組織と、若干ちょっと誤差があるというか考え方の相違がございまして、で、今回答していただいた自主防災組織というか、そら、防災防犯で一つの団体みたいなやつでやっておられると、で、私が現職の時にやった時には、その地域ごとに自主防災組織があるわけですね。そこにもちろん会則もあり準則もあり、それから町からというか市ですね、市からなんぼかのその救助指揮財を提供するとか、そういうような形を僕はイメージを描いていたんですけど、どうも各町から、町といいますか住民の方が一つのものになっていると。

実際僕はやはり大きな災害があればその、うちだったらかしの木台、かしの木台の住宅の中でそういう自主防災がないと、全部でどうして集まってというようなこれじゃちょっと遅いんですね。そういうような形の方に僕はして欲しいいうのも要望ですし、また、それが自主防災やと僕は思っていましたんでちょっと差が違ったかな、解釈というかね。で

すからできるだけそういう地域、地域で自主防災組織的なものを作ってもらうということは、課長はどう今考えておられますか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今回の地域ごとに自主防災組織が必要でないかという御質問でございます。安堵町の防犯防災推進協議会、これは一つの大きな団体となっております。しかし、この中には各大字から常任の役員さん、あるいは理事さん等代表者が出て来ていただいております。ということで、各大字ごとでも組織されてるというふうな認識をもっているところでございます。例えば、大字ごとの会員数を申し上げますと、東安堵北では 12 名、東安堵南で 5 名、西安堵で 11 名、窪田で 6 名、笠目で 10 名、岡崎 4 名、小泉苑 2 名、あつみ台 2 名、新法隆寺興人 14 名、柿の里 17 名、若草の里 12 名、かしの木台 16 名というふうになっております。こういう中には大字ごとで出て来ていただいている。あるいはまた、青少年健全育成協議会、あるいは地域安全推進委員さんの団体も含めて組織された部分が、この防犯防災の推進協議会になっているというふうな思いも持っておりますので、地域ごとでも充分稼働していこうというふうに把握しているところでございます。

議長（森田 瞳） 山岡議員、ちょっとお待ちください。

このエリアメールの件、そしてまた自主防災組織の件の今質問でございます。もっと補足的に寺前理事の方から、補足をお願いいたします。

総務部門理事（寺前高見） はい、議長。

議長（森田 瞳） 寺前理事。

総務部門理事（寺前高見） エリアメールの方は、機種等が古くてはできないというのも確認しております。ただ、機種が新しい物に関しては設定等がなくても強制的に入るという機種に今後なっております。だからこれが、3 年、5 年にはもう 100%エリアメールが届くものだと認識しております。で、それと、各電話会社が今、全てそれを全面に打ち出してやっておりますので、そのことも踏まえて今後、周知徹底していきたいと思っております。

2 点目の自主防災組織、平成 15 年に一般質問されたと言われております。受けたのは私でございます。あの当時はどうもありがとうございました。あの当時は自主防災組織がないということでしたので、防犯協議会というものがうちの町には構築されておりました。その中に防災をくっつけて、まず大きなものの下絵を作って下に広げていこうではないかと、逆の考えでちょっと今、各大字においても防災士をおいて、その地域で防災

意識を高めていこうかというところで、今、東安堵とか、あと窪田とかいう形で、防災士の講習を受けていただいているというのが現状であります。今後、防災士の養成、育成も踏まえまして、各自治会において防災の講義、これ現に今年の盆踊りがあった時かな。そこで若草の里で防犯防災組織の会長、そして防災士さん、そんで行政からも行かせていただいて講習させていただいております。今後、そういうことも広報等で、また大字の区長様方にもお願いいたしまして、うちの方からも出張講座を開かせていただくという方向で、自主防災意識を高めてまいりまして、今先生が言われるように各大字において、阪神大震災の時は九十数%が自分らで助け合ってやったと。で、公共の力は皆無に等しいということも伝えまして、僕らも 57 年の災害を体験した唯一の生き残り組がもう定年も近く、もう 30 年も経ってますので、定年を迎えようとしております。それまでにやっぱり、そのへんの体験も広く伝えていきながら、防災意識を認識していただければと思っております。今後とも御協力よろしくお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 補足的に寺前理事が言うていただきましてありがとうございます。まあ、今おっしゃっているとおり、そのとおりでございます。母体ができているならば、今度はその地域に密着した、地域で自主的なその防災組織というものをどんどん広げてもらわないと、実際この地震というものはいつ起こるかわからない。災害は忘れた頃にやってくるというような形でございます。で、この淡路大震災も北淡地区の方に、現地、発生地の方に僕も行ってまいりました。今も博物館みたいになってちゃんとかう保存されてますけれども、やはりその北淡地区、地震の一番発生したところで倒壊建物なんぼかあるんですけども、死亡者 0 なんです。これはもう皆が助け合ったんだということを近隣の方にお聞きしました。でまた、小さな村ですから、どこでおばちゃんが寝てる。おじいちゃんが何処どこの部屋で寝てる。こういうの皆大体わかっているんだと。だから倒れた建物、ここにおるはずやということですね、まあそこまで徹底されているというかね。まあまあ小さいからできることであろうと思いますけれども。まあ我らかて、安堵町もそう建物が密集しているわけではないですので、やっぱり地域がだいぶ離れてますので、やはり、その地域の方達がお互いに助け合いをしないと間に合わないんです。実際いうてね。そういうことから、今日は持って来てませんけども、非常に立派な防災計画書があります。これをずっと見ました。まあ自主防災とはほんまに簡単にちょこっと載ってるだけで、何らそのあれだったんで、これはちょっと住民にもっと徹底をするためにもね、ああいうその防災組織、計画ですね、10 年毎にこう計画若しくは 5 年毎に計画を変えていかれると思いますけれども、そういう意味において、そういう母体から今度は小さな地域と言いますか、その

地域ごとにそういうことができるという、そういうような方向で進んでいただきたいとかように思います。

これで私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで8番、山岡議員の一般質問を終わります。

.....

議長（森田 瞳） 続いて5番、島田議員、お待たせしました。  
一般質問を許します。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

（島田議員 登壇）

5番（島田正芳） おはようございます。

5番、島田正芳でございます。

私の質問事項は、「大和まほろばインターチェンジの全面開通後の周辺整備等について」お伺いします。質問の主旨、1つ目、インターチェンジ周辺の地域活性化に向けてどのような取り組みを考えておられるのかお伺いいたします。

2つ目、インターチェンジ開通に伴い、流入人口が増加されるなど地域農産物の栽培、加工品の販売など、地元農業関連の雇用増加に繋がるような計画はありませんかお伺いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 大和まほろばスマートインターチェンジの全面開通後の周辺整備等について質問がなされました。答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 島田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、平成26年春の大阪側開通を目指し、工事も順調に進んでいるところでございます。現在の取組につきましては、近隣の大和郡山市、川西町と安堵町を一体とした工業ゾーンとして取り組む「大和まほろばスマートインターチェンジ利活用協議会」が本年7月に発足し、互いに勉強しながらスマートインターチェンジを利活用させていこうとの働きがでございます。当会としましては、定期的に会合を持ち協議しているところでございます。また、町独自の取組につきましても必要であると認識をしております。

2つ目の御質問。安堵町の代表的な農産物や特産品となり得る農産物の栽培は、安堵町の農産物の振興に不可欠であると考えております。また、発展させていきたいとも考えております。そのために、農業者リーダー会議の方々にも協力を得ながら、具体化に向け協議を進めているところでございます。結果的に、農業関係の雇用増加につきましては、農産物の発展が雇用に繋がればと考えております。

以上でございます。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

5番（島田正芳） 地域活性化に向けて大和郡山市、川西町、安堵町、大和まほろばスマートインターチェンジ利活用協議会を作り協議を重ねておられることに、安堵町の農業を含んだ産業活性化に繋がるように大いに期待しております。また一方、この地域は農業振興地域及び農業市街化調整区域であり、今回このような地理的な条件のところにインターチェンジができるということは、今まさに千載一遇のチャンスと捉え、安堵町の農業地域活性化に向けて知恵と知識を絞り、この地域一帯を農業振興造園と捉えつつ、廃れゆく農業から富める農業地域へモデル地区になるような施策を考えていただきたいと思います。

私の希望ではありますが、これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） 今、島田議員一般質問を終えられました。

古川産業建設課長から、郡山市そして川西町そして安堵町、そうした工業地域に向けて協議会が発足されたということも聞かさせていただきました。今後、産業建設、あ、すいません失礼しました。総務建設常任委員会でもって今後この辺のことを検討課題として取り組んでいただけたらありがたいなと思いますので、今日委員長おられませんけども、副委員長よろしく、またよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これで5番、島田議員の一般質問を終わります。

-----

議長（森田 瞳） 続いて9番、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番、田中幹男でございます。

私は2点にわたって質問させていただきます。

1点目は「タウンミーティングについて」であります。今年は2年間続いたタウンミーティングを実施しない方向ですが、なぜなのでしょう。町民の生の声を聞き、町政に活かしていくことは極めて大事な方法だと考えます。担当課長並びに町長からお聞きをしたいと思います。

2点目、「西本町政が目指す方向性について」お聞きをしたいと思います。西本町政に替わり間もなく2年半になろうとしております。この間最大の成果は、コミュニティバスの実現（タクシーの補助）だと考えますが、今後、町政をどういう方向に向かわせるのか。今の人口減をどう食い止め、安全・安心の安堵町を実現させるのか、町長にお聞きしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

議長（森田 瞳） タウンミーティングについての答弁を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 田中議員のタウンミーティングについての質問にお答えさせていただきます。昨年、一昨年と2年続けて実施いたしました住民懇談会タウンミーティングにつきましても、議員御指摘のとおり、町民の生の声を町行政に繁栄させるために実施したものでございます。2年間実施し、住民の方々の意向は大筋把握できたものと考えています。また、御意見、御要望いただきました中には、まだ解決に時間を要する案件が幾つか残っています。このような長期的な課題につきましても、今後も解決に向け鋭意努力して

まいる所存でございます。

議員御指摘の、今年度の実施については、町行政を行う上では、多方面、多面的な意見の把握も大切なことと考えています。安堵町にとって産業の発展は雇用の促進にも繋がることから、今年度は、企業等を経営する立場の方々との懇談を考えているところでございます。そして、その次は、各種団体等との懇談を考えているところでございます。このように、総合的に町政への意見を把握することで町の発展を考えています。また、ローテーションを組むことで、それぞれの立場での生の声を聞こうと考えています。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私はですね、西本町長に代わって、早速 11 月、12 月にタウンミーティングをするということで、高く評価もし、これは非常に良いことだろうっていうふうに思ったんです。で、いよいよ安堵町も変わっていくのかなっていう思いの中で、この 2 年間ですね、評価もしましたし、それまでの島田町政に代わる新しい息吹も感じてきたところがあります。そういう意味において 2 年間続けたことをね、やっぱり毎年やるっていうことが非常に重要なんだというふうに思います。で、今、そういう会社を経営する人を今年は聞きたいと。で、来年は各種団体の人から聞きたいということで、まあ、労力的に問題があるんだというような今答弁されたと思いますけども。まあこのタウンミーティングについてもやり方次第でね、別に今までどおり大字ごとに開くことじゃなくてもできるわけですので、どう工夫すればできるのか、是非、考えていただきたいというふうに思うんです。で、各種の意見を聞くのは当然のことでありましてね。それはやっぱり精力的にお伺いするっていう姿勢が、やっぱり町政に求められているっていうふうに私は思います。ですから今までのある面じゃ町長始め課長職以上の皆さんが 15 名くらいになってね、懇談会やったわけですけども、非常に画期的なことだったというふうに私は思っております。で、今後、やっぱりいろんな工夫をされて続けていってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 田中議員には一定の評価をいただきまして誠にありがとうございます。まあ、

タウンミーティングでございますので、基本的には各大字に行かせていただくと、そして普段あまり役場に来られない方、ちょっと役場の敷居が高いかなと思っておられる方も直接対話をする。これが大事かなということを私は基本においております。で、やらないと言っていることじゃなしに、まあ一定のローテーションを組み、一定の間隔でやらせていただきたいと思っております。あまり大きなくくりでやると、これはもう出てこられる方は大概、まあいつもどんな会合でも出て来られる方が中心になりますので、基本は足元のところに行きたいと思っております。で、これ決してやらないと言っているんじゃないしに、今ちょっと御提案もありましたが、やり方も含めて今後のあり方は検討していきたいと思いますが、基本、まあ相対的にいろんな意見を聞きたいというのも私の思いでございますので、田中議員の御意見をも今後は参考にはさせていただきたい、その中で対応を考えていきたいと思っております。タウンミーティングについては、決してやらないと言っておりませんので、その辺の御理解はいただきたいと思っております。

私、せっかくここに立ちましたので、もう続けて2問目の方にも入らせていただきます。

私が就任をさせていただいて以来、まず、町内の環境美化へも取り組みたいと思いました。それで、この動機付けと考えまして、職員により、月に1回の清掃活動、これはもうずっと今まで続けております。場合によっては、自治会との連携の基に住民の方々の協力参加もいただける場所もございます。このようにずっと月1回は職員が皆様方のところに出向いて、ごみ拾い等やっておりますので、まず、ここから始めました。そして今、御質問がございましたように、タウンミーティングも実施し、住民との皆様方との直接対話、このことも実現いたしております。今後もこのことは大事にしていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、これ非常に色々こう影響のあることなんですけれども、当町には火葬場がございません。したがって長くの間、他の町、市の火葬場にお世話になっておりました。当然、利用料金も高額に付くところから、大変御不便をおかけしていただいておりますが、平成23年度より、火葬場使用料、他町に行った場合と、いわゆる町で、その町の方々と差額、これは当然高いもの払ってまますので差額出ます。この差額についても助成を行い、これは大半の方が利用していただいております。そして、一応、火葬場を持ったと同じ形の効果を発揮させていただいております。

そして、今言っておりましたように、私自身も実現を強く望んでおりました、コミュニティバスと公共タクシー事業、これの実現をさせていただきました。特に、コミュニティバスにつきましては、最近また冬場になるとよく利用していただいております。私もバス停に朝、立っていただいている方よく見かけます。「今日は何や」と言いますと、「いや、今日は忘年会やよってバスあったら助かるわ」ってなこともよく聞いておりますので、まあやって良かったなと思っております。タクシーにつきましては、先ほども出ましたけれど、もう少し、啓蒙をしていけたらと思っております。まあ、行事月になりますと、もっとも利用していただけるものかなと思っております。これらについても頑張っていきたいと思っております。特に公共交通はまちづくりには欠かせないものと認識をいたしております。



ます。これらの施策は、安全・安心の安堵町の実現に大いに役立つものと考えているところでございます。

それから、私がですね2年強の歳月を過ぎておりますが、そういう点ではある程度特色を出してこさせていただいたと思っております。しかしながら、私ところは人口8千人弱の小さな自治体でございます。位置的にも大阪等に近い平野部であり、限られた財政の中で、1つの分野に特化さす。このことにつきまして私は、あれもしたい、これもしたいと思っておりますが、大変無理がございませう。多方面にバランス良く施策を組み立てること、このことがまず第一かなと思っております。人口減少傾向は全国的な問題もございませうが、今後も、住みやすさを住民に感じていただけるような施策について、今年度よりスタートした第4次総合計画を柱として、考えてまいりたい。かように考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 西本町長が就任され、2年強の歳月が過ぎようとしておりますけれども、まあ一定の成果は十分理解をしております。

1つ目の成果としてを私はタウンミーティングを開催したということ挙げたいと思ひます。2つ目にコミュニティバスの実現だというふうを考えております。しかしながら、まあ、一定の成果は充分理解しているところではありますけれども、これからの安堵町の将来といひますか、どういうまちづくりを目指していくのかということが、なかなかはっきりしてこないということであろうかと思ひます。

私は、安堵町として、将来こういう町にしていくんだというものが必要だというふうにかけておりますけれども、町長の御意見をお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。

ちょっと私の気持ちでお話したかもわかりませんが、基本的には、基本的には今年から、本年度からスタートしております「第4次総合計画」。そこに今、安堵町の向かうべき姿というのは凝縮されていると思ひます。それはまあそうですけれども、まあかなり相場的な部分もございませう。住環境、生活環境の整備を中心としながら、財源の許す中で、安心・

安全のまちづくりの中の福祉等についても、当然、今後力を入れていく部分だとは十分に認識をしております。やはり、住みやすいまちづくり、大きく言えば住みやすいまちづくりをすると、させていただくというのが私の考えでございます。細かいことは色々あると思いますが、基本的にはそう考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 今、安堵町では、安堵中学校での給食の実現っていうものがだいぶ具体化されつつあります。これも人口減の一つになろうかという施策だと私は思ひます。また、議員の中では、防災無線の設置ですね。安全・安心の安堵町へ向けての一つの施策だというふうに思ひます。また、小児医療の無料化の問題もしかりです。こういうこと一つひとつ積み上げていくことができますね、人口増に実際にはなる施策なのかつてのは非常に難しいところではありますけども、安全・安心な安堵町へ向けての大きな施策の一つひとつだというふうに考へますので、是非、そういう方向でお考へをしていただきたいと思ひます。

どうか、行政の皆さんの御努力をよろしくお願ひいたしまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、9 番、田中議員の一般質問を終わります。

.....

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

.....

議長（森田 瞳） 日程第 5 : 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第 68 条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第 6：「諸般の報告」を行います。

議会からは 2 点、報告がございます。

1 点目は、去る 11 月 27 日、28 日に、高知県高岡郡檮原町へ議員派遣をいたしました結果について、福井議員から報告していただきます。

（福井議員 登壇）

10 番（福井保夫） 10 番、福井です。

議員視察研修の報告をいたします。

視察先 高知県檮原町、参加議員 9 名、事務局より 1 名です。

町側から、西本町長、楮山教育長、寺前理事の 3 名です。

それでは報告書を朗読させていただきます。

去る 11 月 27 日火曜日、朝 6 時に役場を出発し、議員視察の目的地であります高知県檮原町役場に午後 1 時半に到着しました。

檮原町は高知県の中西部に位置し、日本三大カルストの一つである四国カルストに抱かれた総面積の 91%を森林が占め、面積 236.51 平方キロメートル、人口 3,790 人、1,779 世帯の自然豊かな町で、天誅組の吉村虎太郎ゆかりの地です。

今回の視察テーマは、「自然エネルギーを活かした取り組み」、「小・中一環教育について」であります。

研修の前に職員の方による庁舎の案内がありました。外観の奇抜な庁舎は、一見、木造製コンテナを積み上げたような斬新なスタイルで、幾何学的三階建木造物で、玄関を入るとホテルのような広い吹き抜けロビーで、檮原産の杉材をふんだんに使用した集成材で組まれた構造となっており、暖かい木の温もりに包まれた建物でありました。エアコンはなく、その代わりに太陽光発電システム、太陽光集熱システムや大型スライディングドアによる中間期換気システムで、上層部の空気は地下部分のクールヒートチューブを経由し、各階の床から、夏は予冷、冬は予熱された空気が出てくるということで、手をかざすと確かに出ていました。研修会場である議場に入ると、壁面から自動的に演台や議長席が迫り出してきました。議場の利用は年間数日で、議会会期以外は多目的ホールや会議室として利用され、災害時には緊急対策本部としての機能を備えていました。

続いて研修に入り、一つ目の研修のテーマが自然エネルギーについて、風力発電、水力発電・太陽光発電について説明があり、電力会社からの売電収益は風車環境整備基金として住民の補助へ使用され、太陽光発電システム設置は町から補助金がキロワット当たり 20

万円あり、現在、113戸が設置されており、役場などの公共施設にはほとんど太陽光発電システムが設置されているそうです。今後もCO<sub>2</sub>削減プロジェクトの一環として、風力発電6基を設置し、自給率100%を目指しているところでもあります。安堵町においては、太陽光発電システムの各公共施設の設置を検討していくべきであると思います。

二つ目の研修テーマの小・中一環教育についてですが、平成23年に3つの小学校、1つの中学校を統合し構原学園が開校されました。構原町では子ども達に確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育むことによって人格の完成を目指し、社会を担う者としての資質を身につけた町民、構原人を育成することを教育の目標とされ、先人が築き上げた良きものを守り、引き継ぐことを大切にしつつ志をもち、社会の変化に対して新たな挑戦をしていく姿勢、自らが幸せに生きるとともに、他者の幸せにも寄与しようとする姿勢を育み、また国際的にも通用する会話力を身に付ける教育の確立を目指されています。構原人の育成は、学校依存ではなく、地域を上げて戦略的に育成する地域・学校としての新しい学校作りを目指しています。特徴として、義務教育9年間を、4、3、2制を取り入れ、5年生から教科担任制を導入、児童生徒の交流として毎月第一月曜日の全校集会、9年生による読み聞かせ、小・中合同による縦割班による清掃、ランチルームでの全校給食、入学式・運動会等の行事を全校一斉による交流を実施されています。また、基礎基本の定着と学力向上として、乗り入れ事業、全校授業研究、各検定の推進、チャレンジ塾の開催、自立支援ノート家庭学習、中学生海外研修（オーストラリア・イギリス）を実施されています。研修後に、自然豊かな構原学園校舎を視察しました。安堵町においても児童生徒の減少を考慮し、できることから検討するべきであると思います。

自然エネルギー問題・小中一環教育では特に英語力の強化等、安堵町の状況にあったものを取り入れ、教育については町全体で取り組んでいくべきであると思います。

最後に、庁舎案内の時に町長室から出て来た男性職員が「いらっしやいませ」と挨拶。この挨拶が構原町の全てを表し、また、行政サービスの根本を見た思いがしました。

以上で視察研修の報告を終わります。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

福井議員にはよくわかるように、研修報告をしていただきまして本当に御苦勞をかけました。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 2点目ですが、議員表彰披露についてであります。

去る11月8日、生駒郡各町優良議会議員及び職員選奨式において山岡議員が「特別表彰」を受けられました。

皆様方に御披露いたします。おめでとうございます。

議長（森田 瞳） 次に、近藤総務課長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 失礼します。

お手元に、奈良県の消防広域化の推進についてという資料をお配りさせていただいております。御覧おきいただきたいと思います。

奈良県の消防広域化の推進について先日、奈良県消防広域化協議会事務局の方から進捗状況の提供を受けました。消防広域化につきましては、去る10月30日、三郷町で開催されました生駒郡議会議員研修会議に、広域化協議会より説明を受けていただいたところでございます。大筋について変わりはございませんが、一部変更等がございましたので、再度大筋を説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

まず1の目的ですが、地震、台風など大規模化する災害、救急搬送の増加などに対応していくため、総務・通信部門の一元化により、現場部門への人員配置を手厚くし、現場の消防力を強化すると共に、消防組織全体の合理化を図ることを目的とされております。

次に2の経緯でございます。

5月16日の第7回総会での基本合意を元に、新消防本部の体制、職員配置計画、経費負担等広域消防運営計画策定に必要な事項について協議を重ね、11月12日の小委員会において合意されました。

3のスケジュールでございます。

12月25日に開催予定の総会で、広域消防運営計画の承認を得た後、平成25年3月の総会において、組合規約等の合意、6月の各市町村議会で組合規約の議決、7月には広域協定書の調印、平成25年9月の組合設立といったスケジュールで進められております。

なお、協定書の調印の時期につきましては、当初、平成24年12月に予定してございましたが、今回、規約の議決後となる平成25年7月に変更とされました。

2ページを御覧ください。

消防広域化に係る基本的な事項でございます。

消防の広域化を進めるにあたり、全ての部門を一度に統合すると現場の混乱を招くことから、段階的な統合を考えられています。

2番目、組合の組織でございます。

管理者、副管理者の他に知事が顧問に就任、消防本部は4部1室10課体制となります。

また、組合議会は構成市町村の長及び議会議員により輪番で選出されます。

3、体制でございます。

各消防本部の現行職員数は1,289名ですが、広域化後は1,226名程度を考えられていま

す。11 本部の総務部門を 1 本部にすること。通信部門を統合することで 210 名を削減し、その内、147 名を現場の消防士に配置することで、現場の消防力の強化を考え、これにより 4 億円程度経費削減が見込まれております。

次に 3 ページを御覧ください。

平成 33 年度統合後のイメージ図でございます。

中和広域消防本部を新消防本部に予定し、消防署、分署、出張所などは現況のままとなっております。

5 番目、消防通信施設整備についてですが。

消防救急無線の整備を 11 本部単独で整備した場合と、広域化で整備した場合との比較表でございます。

実質負担額 49 億円が 26 億円になるとともに、さらに広域化に向けて努力を行うということで、県の財政支援も検討されているというところでもございます。

4 ページを御覧ください。

広域消防運営計画の骨子でございます。

5 ページを御覧ください。

消防広域化の必要性とメリットでございます。

消防を取り巻く環境は御覧のとおり、昔に比べて大きく変化しております。市町村の財政が厳しい中、これらに対応していくためには広域化が有効な手段であるとして進められており、初動消防力、増援体制の充実・強化や、現場到着時間が短縮されるなど、広域化による住民サービスの向上があげられております。

この消防広域化につきましては、安堵町として、広域化により東分署の廃止や縮小など安堵町域における消防力の低下に繋がらないよう、また、財政負担が増加しないよう広域化推進協議会に強く申し入れてるところであることを申し添えまして、消防広域化の推進についての説明にかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） 本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 24 年 第 4 回 安堵町議会定例会を閉会します。お疲れでした。

閉 会

午後 12 時 15 分